

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
3	協定の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
5	他の国際約束との関係	二
二	協定の内容	二
1	略称	三
2	締約国の法令及び特定の国際条約によって与えられる他の保護の適用	三
3	国際出願をする資格	三
4	国際出願をするための手続	三
5	国際出願の内容	三
6	優先権	三
7	指定手数料	三
8	不備の補正	四
9	国際出願の出願日	四
10	国際登録、国際登録の日、公表及び国際登録の秘密の写し	四
11	公表の延期	四
12	拒絶	五

13	意匠の単一性に関する特別の要件	五
14	国際登録の効果	五
15	無効	六
16	国際登録に関する変更その他の事項の記録	六
17	国際登録の最初の期間及び更新並びに保護の存続期間	六
18	公表された国際登録に関する情報	六
19	管理規定	七
20	改正及び修正	七
21	最終規定	七
三	協定の実施のための国内措置	七
(参 考)		八

一 概説

1 協定の成立経緯

(1) 大正十四年（千九百二十五年）、意匠の国際寄託に関するハーグ協定が採択された。その後、昭和九年（千九百三十四年）にロンドンで、また、昭和三十五年（千九百六十年）にハーグにおいて、改正協定がそれぞれ採択されているが、いずれも、意匠に関し、各国ごとに行われていた意匠出願手続を一括して行えるようにすることを目的としたものであった。

(2) 意匠登録に際し、審査を行う審査主義国と審査を行わない無審査主義国という各国の制度の違いが存在する中、これまでのハーグ協定は無審査主義国の制度を念頭において作成されたものであったことから、我が国をはじめとする審査主義国を採用する国の加入は困難であった。昭和三十五年（千九百六十年）の改正協定も審査主義国の加入増加を期待して行われた改正であったが、各国における国際登録の効果を拒絶できる期間が六箇月と短いこと等が障害となり、依然として審査主義国の加入は進まなかった。

(3) こうした中、より多くの国が参加し得る意匠の国際登録制度を確立することを目的として、再度改正交渉が開始され、平成十一年（千九百九十九年）にジュネーブにおいて開催された世界的所有権機関（WIPO）の国際会議において、この協定が採択された。

2 協定締結の意義

この協定は、複数の国に対する意匠の保護のための出願を出願人が一括して行うことを可能とするため、意匠の国際出願及び国際登録に関する手続等について定めるものである。我が国がこの協定を締結することは、意匠の保護を国際的に促進するとの見地から有意義であると認められる。

3 協定の締結により我が国が負うこととなる義務

この協定の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 特許庁に出願された意匠に係る国際出願を世界的所有権機関の国際事務局（以下「国際事務局」という。）に送付すること。
- (2) 国際登録については、我が国が指定された場合には、国際登録の日から、我が国において、我が国の法令に基づく意匠の保護の付与のための正規の出願と少なくとも同一の効果を与えること及び一定の期間内に拒絶の通報を行わなかったときは我が国の法令

に基づく意匠の保護の付与と同一の効果を与えること。

4 早期国会承認が求められる理由

この協定への加入は、我が国企業等が意匠権を国際的に取得する際の便宜に資するものである。平成十五年（二十三年）にこの協定が効力を生じて以来この協定に基づく意匠の国際出願及び国際登録の制度が運用されており、近年、EUが加入し、米国、韓国等も加入に向けた準備を進めていることから、我が国としてもこの協定を早期に締結することが望ましい。

5 他の国際約束との関係

(1) 意匠の国際寄託に関するハーグ協定の昭和九年（千九百三十四年）の改正協定及び昭和三十五年（千九百六十年）の改正協定（いずれも我が国未締結）

この協定は、これらの改正協定とは別個の独立した協定であり、これらの改正協定を締結することなく、この協定のみを締結することができる。

(2) スtockホルムで改正された工業所有権の保護に関するパリ条約（以下「パリ条約」という。）（昭和五十年（千九百七十五年）十月一日に我が国について効力発生）

締約国は、パリ条約の意匠に関する規定を遵守する義務を負う。

(3) パリで改正された著作権に関するベルヌ条約（昭和五十年（千九百七十五年）四月二十四日に我が国について効力発生）、パリで改正された万国著作権条約（昭和五十二年（千九百七十七年）十月二十一日に我が国について効力発生）及び著作権に関する世界知的所有権機関条約（平成十四年（二千二年）三月六日に我が国について効力発生）

この協定は、これらの条約によって与えられる美術の著作物及び応用美術の著作物に与えられる保護に何ら影響を及ぼさない。

(4) 世界貿易機関を設立する協定に附属する知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（平成七年（千九百九十五年）一月一日に我が国について効力発生）

この協定は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定によって意匠に与えられる保護に何ら影響を及ぼさない。

二 協定の内容

この協定は、本文三十四箇条から成り、その概要は、次のとおりである。

1 略称（第一条）

この協定の適用上の用語（「国際登録」、「国際出願」、「出願人の締約国」等）について定義している。

2 締約国の法令及び特定の国際条約によって与えられる他の保護の適用（第二条）

この協定は、締約国の法令によって与えられる一層厚い保護及び他の関連する国際約束によって意匠に与えられる保護に影響を及ぼすものでない。締約国は、パリ条約の意匠に関する規定を遵守する。

3 国際出願をする資格（第三条）

締約国の国民又は締約国に住所等を有する者は、国際出願をする資格を有する。

4 国際出願をするための手続（第四条）

出願人は、国際事務局に対し直接に、又は締約国の官庁を通じて国際出願をすることができる。締約国の官庁は、自己を通じた国際出願について送付手数料の支払を要求することができる。

5 国際出願の内容（第五条）

国際出願は、総会において採択される規則で定める言語で作成され、国際登録の請求、出願人に関する事項、出願の対象である意匠の複製物、意匠に係る製品の表示、指定締約国の表示、手数料等を含める。国際出願には、二以上の意匠を含めることができ、また、公表の延期についての請求を含めることができる。

6 優先権（第六条）

国際出願には、先の出願に基づく優先権をパリ条約第四条の規定に基づいて主張する申立てを含めることができ、当該国際出願は、その出願日から同条に規定する正規の出願と同等のものとする。

7 指定手数料（第七条）

手数料には、各指定締約国についての指定手数料を含む。自国の官庁が審査官庁である締約国は、宣言により、当該指定手数料を個別の指定手数料によって置き換えることを通告することができる。なお、我が国は、この協定の締結に際して、この宣言を行う予

定である。

8 不備の補正（第八条）

国際事務局は、国際出願が要件を満たしていない場合には、出願人に対し期間内に補正をするよう求める。国際出願は、所定の期間内に補正されない場合には、放棄されたものとみなし、又は、その補正に係る不備が締約国の要求する特定の要件に関連するものであるときは当該締約国の指定を含まないものとみなす。

9 国際出願の出願日（第九条）

出願日は、国際出願が国際事務局に直接にされる場合には、国際事務局が当該国際出願を受理した日とし、締約国の官庁を通じてされる場合には、総会において採択される規則で定める方法により決定する。

10 国際登録、国際登録の日、公表及び国際登録の秘密の写し（第十条）

(1) 国際事務局は、国際出願の受理後直ちに意匠を登録し、国際登録の日を国際出願日とする。

(2) 国際事務局は、国際登録を公表し、公表された国際登録の写しを指定官庁に送付する。国際事務局は、公表するまで国際出願及び国際登録を秘密のものとして取り扱う。

(3) 国際事務局は、登録後直ちに国際登録の写しを受理することを希望し、かつ、国際出願で指定されている官庁に対し、関連文書等と共に当該写しを登録後直ちに送付する。受理した官庁は、国際事務局が国際登録を公表するまで当該写しを秘密のものとして取り扱い、審査の目的のためにのみ、当該写しを使用することができる。

11 公表の延期（第十一条）

(1) 締約国は、自国の意匠の公表の延期の期間が総会において採択される規則で定める期間より短い場合及び延期について規定していない場合には、宣言により事務局長に通告する。

(2) 国際出願に公表の延期の請求が含まれている場合には、同盟の総会において採択される規則で定める期間の満了の時に公表し、当該出願において(1)の宣言を行った締約国が複数指定されている場合には、それらの宣言において通告された最も短い期間の満了の時に公表する。

(3) 公表の延期が請求され、かつ、国際出願において国内法令上公表を延期することができない締約国が指定されている場合には、国際事務局は、その旨を出願人に通知した後に出願人がその指定を取り下げないときは、当該公表の延期の請求を考慮せず、また、国際出願に複製物が含まれていないときは、当該締約国の指定を考慮しない。

(4) 名義人は、(2)の公表の延期の期間中に国際登録の対象である意匠の公表を請求することができ、また、国際事務局に対し、当該名義人が定める第三者に当該意匠についての抄本を提供し、又は当該意匠へのアクセスを認めるよう請求することができる。名義人が当該延期の期間中に全ての指定締約国について国際登録を放棄し、又は国際登録の対象を一部に限定する場合には、当該国際登録の対象である意匠の全部又は一部（限定されなかったものは、公表しない）は、公表しない。

(5) 国際事務局は、手数料の支払を条件として、延期の期間の満了時に国際登録を公表する。意匠の見本が添付された国際出願については、名義人が国際事務局に対し複製物の写しを提出しない限り、国際登録は、取り消され、及び公表されない。

12 拒絶（第十二条）

指定締約国の官庁は、国際登録の対象である意匠が自国の法令に基づく保護のための条件を満たしていない場合には、当該指定締約国における国際登録の効果を拒絶することができる。拒絶する締約国の官庁は、国際事務局にその旨を根拠を付して通報し、国際事務局は、名義人に拒絶の通報の写しを送付する。名義人は、拒絶を通報した官庁に適用される法令に基づいて出願をしたとすれば与えられたであろう救済手段を与えられる。

13 意匠の単一性に関する特別の要件（第十三条）

(1) 締約国は、自国の法令が、意匠の単一性に関する特別の要件に合致することをこの協定の締約国となる時に要求する場合には、宣言により、その旨を事務局長に通告することができる。もともと、国際出願に二以上の意匠を含める出願人の権利に影響を及ぼさない。なお、我が国は、この協定の締結に際して、意匠ごとに出願を要する旨の要件を定めている旨の宣言を行う予定である。

(2) 宣言を行った締約国の官庁は、自国が通告した要件に適合するまでの間、国際登録の効果を拒絶することができ、拒絶の理由となった問題を克服するために国際登録が分割される場合には、追加の国際出願について手数料を課することができる。

14 国際登録の効果（第十四条）

国際登録は、国際登録の日から、指定締約国において、当該指定締約国の法令に基づく意匠の保護の付与のための正規の出願と少なくとも同一の効果を有し、また、拒絶を通報するための期間の満了の日から、指定締約国において当該指定締約国の法令に基づく意匠の保護の付与と同一の効果を有する。締約国は、宣言により、自国が出願人の締約国である場合には、国際登録における自国の指定が効果を有しない旨を通告することができる。

15 無効（第十五条）

指定締約国の領域における国際登録の効果の一部又は全部に関する無効の決定は、当該国際登録の名義人に防御の機会を与えることなく行うことができない。その領域において国際登録の効果が無効となった締約国の官庁は、その旨を国際事務局に通報する。

16 国際登録に関する変更その他の事項の記録（第十六条）

国際事務局は、国際登録簿に記録されている事項に変更等があった場合には、その変更等を国際登録簿に記録する。国際登録簿の記録は、関係する締約国の官庁の登録簿に記録されたとしたならば有したであろう効果と同一の効果を有する。国際事務局は、国際登録簿の記録に関する記載事項を公表し、その写しを関係する締約国の官庁に送付する。

17 国際登録の最初の期間及び更新並びに保護の存続期間（第十七条）

(1) 国際登録は、登録の日から五年を最初の期間として効果を有し、手数料を支払うことを条件として、更に五年間更新することができる。指定締約国における保護の存続期間は、更新を条件として、国際登録の日から十五年とするが、指定締約国の法令が十五年を超える保護の存続期間を定めている場合には、当該指定締約国の法令に定める期間と同一とする。

(2) 国際登録の更新は、指定締約国の一部又は全部及び対象となる意匠の一部又は全部についてすることができる。国際事務局は、国際登録簿に更新を記録し、公表し、その写しを関係する締約国の官庁に送付する。

(3) 締約国は、宣言により、自国の法令に定める最長の保護の存続期間を事務局長に通告する。なお、我が国は、この協定の締結に際して、意匠権の存続期間は、その設定の登録の日から二十年である旨の宣言を行う予定である。

18 公表された国際登録に関する情報（第十八条）

国際事務局は、公表された国際登録に関し、手数料を支払った上で国際登録簿の抄本又は国際登録簿の内容に関する情報を請求す

るいかなる者にも提供する。国際登録簿の抄本は、締約国における認証の要件を免除される。

19 管理規定（第十九条から第二十四条まで）

二以上の国の共通の官庁、ハーグ同盟の構成国、総会、国際事務局、財政及び規則について規定している。

20 改正及び修正（第二十五条及び第二十六条）

この協定の改正の手續及び総会による特定の規定の修正の手續について規定している。

21 最終規定（第二十七条から第三十四条まで）

この協定の締結手續、効力発生、留保の禁止、宣言、廃棄、言語、署名、寄託者等について規定している。

三 協定の実施のための国内措置

1 この協定の実施のため、特許法等の一部を改正する法律案が今次国会に提出されている。

2 この協定の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参 考)

1 採 択 平成十一年七月二日 ジュネーブにおいて採択

2 効力発生 平成十五年十二月二十三日

2 署名国 二十四箇国

アルジェリア、ベルギー、ブルガリア、チャド、クロアチア、キューバ、デンマーク、エストニア、フランス、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、ラトビア、モルドバ、オランダ、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロベニア、スペイン、スーダン、スイス、英国、アメリカ合衆国

3 締約国 平成二十六年二月一日現在 四十四箇国並びに欧州連合及びアフリカ知的財産機関

アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルガリア、クロアチア、デンマーク、エジプト、エストニア、フィンランド、フランス、グルジア、ドイツ、ガーナ、ハンガリー、アイスランド、キルギス、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、ノルウェー、オマーン、ポーランド、ルーマニア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セルビア、シンガポール、スロベニア、スペイン、スイス、シリア、タジキスタン、チュニジア、トルコ、ウクライナ、欧州連合、アフリカ知的財産機関